大学アーカイブズ「新時代」

菅

真城

1

The "New Age" of University Archives

KAN Masaki

archeia: documents, information and history No.5 March, 2011 pp.1-25 Nanzan University Archives

大学アーカイブズ「新時代」

菅真

城

はじめに―自己紹介に代えて―

かれるんですが、何とか来年度中にはそれを取りたいと思っております。それから、平成二四年度には公文書管理 勤め始めたのが二○○六年一○月のことです。それから長らく準備室で、一体いつ「準備」が取れるんだとよく聞 ます。さきほど御紹介いただきましたように、私はいま大阪大学文書館設置準備室というところに勤めております。 大阪大学の菅でございます。きょうはお招きいただきましてありがとうございます。座って報告させていただき

法に基づく国立公文書館等の指定を受けたいという腹積もりでおります。

書館設立準備室というところで、二つの国立大学の文書館設立準備に関わったのは多分私が初めての人間ではない かと思います。その設立準備室の前には何をしていたかというと、広島大学五十年史編集室というところで大学史 大阪大学に勤める前は広島大学の文書館というところに勤めておりました。広島大学文書館に勤める前の所属は文 「はじめに」というところで、「自己紹介に代えて」と書きましたので、簡単に私の自己紹介をしたいと思います。

時代のことをやっておりました。それがたまたま大学の年史編纂に携わるようになって、 かもしれませんが、大学院のころ何をやっていたかというと、日本古代史、中世史、平安時代の歴史を中心に古 編集を仕事としておりました。そのように言うと、私はもともと日本教育史や日本近代史の専門家かと思われる 現在に至るということで

とがあります。かくいう私もベイビー・アーキビストでございます。 究されていた方で、いまは国立公文書館にお勤めの方ですが、彼は自分のことを「ベイビー・アーキビスト」だと 門的な教育を受けてきたわけではありません。中島康比古さん、この方はもともと日本近現代史の政治史などを研 関わるという、 代から専門的に勉強してきた人間ではなく、歴史をやっていた人間が大学史の編纂をやって、その後大学文書館に いうことで、アーキビストとしての専門教育を受けずにアーキビストになっているというようにおっしゃられたこ したがいまして、きょうはアーカイブズという言葉を講演タイトルに入れておりますが、アーカイブズを学生時 わば典型的なコースをたどってきた人間かなというようにも思われます。 アーキビストとして専

文書館とかアーカイブズ学をやっていますと言うと、「何ですか?それ」と言われます。 専門は何ですかと言われ、 の仕事は五十年史編纂とか、そういう立場にいたことはありますが、 えないというもどかしさがございます。大学に勤めているんだよと言うと、 国立大学というのは変なところで、昔は何とか学部に張りついて一応所属にはなっているんですが、実際 大学院のころにやっていたのは日本史ですと言うと、皆一応納得してくれるんですが 基本的に学部に所属したことはありません。 何学部ですかと言われます。

は通りやすいんですが、一般の人に自分が何をしているのかということを説明するときに、

なかなかわかってもら

このベイビー・アーキビストは何が困るかというと、こういう史料室の講演会に来てくださる人だったらまだ話

大学アーカイブズ「新時代」

ことではない意味でのアーカイブズです。そういう意味で、アーカイブズという言葉は割と一般に知られるように 事などはアーカイブというようなコンテンツに収められているんですが、私がここで問題にしているのはそういう なったんですが、まだ認知度は低いのかなと思っています。 すし、例えば Google などで「アーカイブズ」を検索すると非常にたくさんの記事が出てきます。 うにございます。アーカイブスと濁らないのはNHKが勝手につくった造語なんですが、そのようなものも ただ、アーカイブズという言葉は最近いろいろなところで結構使われるようにはなってきているだろうと思いま 例えばNHKアーカイブスというNHKの古い番組を放送する番組がありますし、そのセンターが埼玉県 ブ П グの 過 りま

を「もんじょかん」ではなく「ぶんしょかん」と読みたいんですが、そのことについては深く立ち入らずに「ぶん 録史料を保存しているわけですから、文書館そのものがアーカイブズであり、そこで所蔵されている資料のことも アーカイブズなんですが、きょうの報告では②の文書館というような意味で使いたいと思います。 るかもしれませんが、そこでは①史料、記録史料、②文書館などというような意味をあてております。 ょかん」と呼ばせていただきます。 『文書館用語集』という辞書でアーカイブズという言葉を引いてみました。この訳も現在では (V ・ろい ろ異論もあ

は institutional archives です。これは うしつは collecting archives° さんによるアメリカアーキビスト協会の用語集の翻訳です。一方、収集アーカイブズというのがありまして、それ 「親機関ではなく個人、 アーカイブズといいましても、 家族、 日本語に訳すと機関アーカイブズなり、 「親機関によって作成ないし受理された記録を保管する場」です。これは古賀崇 組織から資料を収集して保管する場」であるということで、アーカイブズにもこ 欧米では二種類のアーカイブズがあるようです。 組織アーカイブズというように訳され 1 つせ institutional archives

のような二種類があるんだということを頭に置いて、これ以降の話を聞いていただければ幸いでございます。

公文書管理法を知っていますか?―アーカイブズ 「新時代」

それでは本論に入っていきます。

二〇〇九年七月一日に公布され、来年(二〇一一年)四月一日に施行予定でございます。この会場にお越しの方で、 いう法律があるということを知っている方はちょっと挙手していただけますか。ありがとうございます。やはり非 公文書管理法、 「公文書管理法を知っていますか?―アーカイブズ『新時代』―」と書きましたが、公文書管理法という法律が 正確には「公文書等の管理に関する法律」といいますが、こういう法律について御存じの方、こう

常に少ないですね

記 話もちょっとしておこうと思いますが、この話を深くやると時間をとってしまいますし、 文書管理法と国立大学法人」という資料をつけております。 って公文書をきちんと管理しようというのが、福田 いた原稿ですので、後でこれを御参照いただければいいかとは思います。数年前から年金記録の問題とか自 .録が破棄されているとかという、不適切な文書管理の問題が社会的な問題となりました。これらがきっかけとな アーカイブズに関わる我々にとって、これは画期的な法律だなと一瞬思いましたが、実はそうではないというお 元総理の肝いりの下で進んできたわけです。 私の職場で出しております『準備室だより』に以前書 レジュメでもう一つ

び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の 第一条のところではその目的が書かれています。長いですが目的条項だけ読んでおきます。「この法律は、 国及 知 的

う法律は御存じなくても、

なわち、

この法律ができたことによって厳密な文書管理が求められるようになったわけです。

公文書管理

いままでの文書

情報公開法や情報公開条例は御存じの方が大多数だろうと思います。

るお役人さんのものではなく、 そ び利用等を図り、 文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、 うことを言われている法律であります。 をきちんと管理しなさい、 ので読むほうとしてもちょっとこなれていないかなとは思いますが、ここで言っているのは、公文書はつくってい の諸 共有財産という表現ではなく、 活動を現 主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、 在及び将来の もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、 現在だけでなく将来に向けてもきちんと保管するためにはアーカイブズもいりますとい 国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする」。 国民の共有のものである。 共有の知的資源という言葉になったようですが、そういう存在であり、 財産というと財産分与権を主張されたら困るとい 国及び独立行政法人等の 国民主権の理念にのっとり、 歴史公文書等の適切な保 非常に長い う有する 文章な

が 人文書と申しますが、 項ですが、私が所属している国立大学法人をはじめ独立行政法人等の職員が作成とか受理した事務文書のことを法 書か 責務ということで、 中に含まれますので、 私は大阪大学という国立大学法人に所属しておりますが、この公文書管理法では国立大学法人は独立行政法人等 れてい 国立公文書館等に移管しなければいけないということになります。また、第三十四条では、 努力義務規定ですが、地方もこの法律の精神にのっとってやってくださいというようなこと それは行政文書に準じて厳密に管理しなければいけない 国立大学はこの法律が適用される存在です。一枚めくっていただきまして、 Ļ 保存年限が満了した場 第十一条第四 地方公共団 一合は

管理は、 この情報公開法のつけたしのような形で規定されていましたが、それがきちんと法律上規定されるように 地方においては今後、 条例化が進んでいくのではないかと思います。

係者にとってはこういう法律ができるのは待望のことでありましたし、 「なければならない大学アーカイブズ」であろうということで、 ればいけない、 これをきちんとやろうとすると、各大学にはそれぞれの大学のアーカイブズがないといけないということです。 文書館をつくらなければいけないという説明にこの法律なども使ってきました。 私なども準備室の「準備」を取って文書館にしな 薔薇色の法律かな、 我々業界にとっては追 アーカ イブズ関

使われるのではないか、 ています。 しかし、 特に国立大学にとっては、 法律の次に政令やガイドライン、 現実ではこの法律の趣旨は全うされないのではないかということを強く感じるように 保存年限が満了した文書は国立公文書館に移管するか、もしくは自前でア 利用規則などという細かい案が出てくると、この法律がザル法として

Vi

風かなと思っていました。

総理大臣の指定による国立公文書館等になるためにも非常に高いハードルがある。ということは、この法律ができ カイブズをつくってそれを内閣総理大臣の指定により国立公文書館等という組織にするかという選択肢がありま 国立公文書館に移管するというのは、 国としてはそういう道は考えていないということですし、 内 閣

実務の問題として解決していきたいと思います。 律の趣旨はやはり大事なものであろう、 たことによってかえって文書の廃棄が進むのではないかというような危惧をいま抱いております。 その趣旨は尊重しなければいけないだろうと思います。 運用 しか 面 0 問 題点は

ますが、 もしかしたら永井 衆議院の付帯決議「一部の地方公共団体において公文書館と公立図書館との併設を行っていることを踏 (英治) 先生に言われて図書館司書講座関係の人がいらっしゃるかもしれませんのでつけ加え

え、これを可能とするための支援を検討すること」(参議院の付帯決議にも同趣旨の文章がある)ということで、 法に無関係ではいられない時代がやってくるんだということを頭に入れておいていただければと思います。 今後、図書館と公文書館がどんどん近接していくだろうと思います。ですので、図書館関係の方もこの公文書管理

け の時代を公文書管理「新時代」と言われています。確かに新時代であろうし、新時代だというようにしなければ 例えば情報のデジタル化や資料の検索システムに対応できるとか、多様な人間が必要になってくるのではないかと ないだろうと思います。そうなりますと、これからは私のようなベイビー・アーキビスト、 岡本信一さんというのは内閣府の公文書管理課の参事官をされている方ですが、公文書管理法ができてこれ 歴史家だけでなく、

二 大学アーカイブズのあゆみ―「新時代」まで―

思います。

なったと思います。情報公開法によって現用文書が情報公開されることになると、過去の文書については放ってお 実としては押さえられることだろうと思います。それに加え、国立大学の場合ですと、情報公開法が大きな契機に 谷本宗生さんが共著で書かれています。詳しくはそちらを見ていただければいいんですが、五十年史とか百年史と ます。大学アーカイブズのあゆみについては、まさに「大学アーカイヴズのあゆみ」という論文を桑尾光太郎さん いてもいいのかというようなことになって、国立大学では法人文書をきちんと扱おうというようになってきたと思 いう大学史の編纂から大学のアーカイブズ、大学の史料室や文書館というようなものができてきたというのが、事 時間 ?の関係もありますので、「二─大学アーカイブズのあゆみ─『新時代』まで─」のところに行きたいと思い

います。すなわち、単なる大学史の編纂だけではなくなったということです。

これも有名な文章で、寺崎昌男さんとおっしゃる日本教育史、大学史の大家、東京大学百年史を編纂されて、そ

れまで著者その他の大学関係者が唱えてきた大学アーカイブス論は、沿革史編纂作業始末論という趣を持ってい えている問題を解決するためには、大学アーカイブズが必要なんだという提言でございます。 けではなく、実際に新しい新時代のアーカイブズというものができてきたのではないかと思います。現在大学が抱 ルを越えて大学らしく発展するための提案である」と言われています。そうなりますと、単なる沿革史をつくるだ の後東京大学史史料室をつくられた方が、二○○二年ですのでもう一○年近く前の文章になりますが、「日本でこ だが、現在および将来の大学アーカイブス論は、とりもなおさず大学改革論であり、 また個別大学がサバ イ

ことで、新しいきっかけによるアーカイブズではないかと思います。 置が議論される)」と書かれていました。それは学内の事務の効率化などというようなところからの発想だったの ではない んでしたが、ホームページを見ると、「年史編纂を直接の契機としない設置(学内業務文書の保管の在り方から設 かと思います。 私がいま関わっている大阪大学も、 年史編纂とは関係なくアーカイブズをつくろうという

きょうお招きいただいた南山大学の史料室にさきほど案内していただいたんですが、詳しくは承知しておりませ

二 あると便利な大学アーカイブズ―その目的と意義

で便利かなと思いますし、 というようにちょっと柔らかくしてみました。「あると便利な」と言ったのは私ではなく、これも人の言説 どは非常に便利だろう。 いうのは大した問題ではなく、その大学の情報そのものが欲しいわけですから、そういう人にとっても便利だろう の歴史に ですが、それは後ほど御紹介します。 大学アーカイ ければならない大学アーカイブズ」と少し肩肘を張った表現をしたんですが、ここのタイトルは「あると便利な_ 次に、「三 あると便利な大学アーカイブズ―その目的と意義―」に入っていきたいと思います。 大学の構成員にとっても非常に便利だろう。その中でも、 関する資料というのは、大学史とか科学史といった歴史学に限定されずに研究する上ではいろいろな分野 ブズにはどういう目的や意義があるのだろうかということを考えてみたいと思います。さきほどは 事務にとって便利だというのは、 情報公開を求める人にとっては資料が現用文書であるのか、アーカイブズにあるのかと 誰にとって便利なのかというのは研究者、 一つのキーポイントかなとは思います。 特に事務職員の人にとっては先例を参照するときな 例えば大学史や歴史研究者、

適切に保存し、公的機関として過去の事象についても将来にわたって社会に対する説明責任 大学の活 職員・学生に対しては、 史をはじめ広 介しておこうと思います。 では、いま私が関わっている大阪大学文書館はどういうものを目指そうとしているのかということを具体 動 の軌跡をアピールすること、総じて大学広報の窓口の一つとして機能すること。三つ目に、 い意味での歴史研究を支援すること。二つ目に、大学の歴史や理念を明らかにすることにより、 当該大学に在籍することの意義を認識させ(アイデンティティの確立)、社会に対しては 目的を四つほど掲げています。一つ目に、大学史編纂などのため資料整備を進め、 (アカウンタビリティ) 組織記録を

率化を進め、 を果たすこと。 や四のほうを重視しましょうということでやっております。 事務合理化を推進すること。以上の四つの中でどれが大事なのかと言われたときに、一や二よりも三 四つ目に、 文書廃棄やそれに伴う文書収納スペースの削減を推進することによって、 文書管理の効

す。これはさきほどの阪大の目的でいうと、三番目の目的に合致するところだろうと思います。 ことによって社会へのアカウンタビリティを果たすことが大学アーカイブズの社会的使命である」と書いておりま 割を果たさなければならず、法人文書を整理・保存し、公開する、すなわちそれらの資料へのアクセスを提供する 対外的意義なんですが、 は「大学アーカイブズの社会的使命」という研究報告をして、それを活字にしたことがございます。それはまさに 0) かということを考えてみたいと思います。 大の個別の問題から、 その中の結論めいたところでは、「大学アーカイブズは、『機関アーカイブズ』としての役 次は一般論にもっていって、大学の外に対してと大学の内に対してどういう意義がある 対外的意義については、参考文献のところに挙げておりますが、

の二番目で言っていたところの意味もあろうかと思います。 に該当するところです。 そのほか、 学外の研究者の研究を支援するということでも当然役に立つであろう。阪大の目的でいうと、一 大学の情報を自ら発信していく、いわば大学の広報機関としての役割もあるだろう。 的

大学という組織にとっても意義はあろうと思います。

一つは、

建学の精神の確認等を通じてアイデンティ

Ħ

ティの確立をするということです。 13 しくは述べませんが、 け ない のは、 大学のアイデンティティというのは事実と関係ないところで勝手につくられていってしまいます。 いま一般的に大阪大学の起源はどこにあると言われているかというと、江戸時代までさか 阪大の目的でいくと二番目ということになります。 ただ、注意しておかないと

懐徳堂や適塾というところです。歴史的事実としてそういうことはありません。大阪帝

0)

ぼってしまっています。

云々より以前に、

ンではなく正確な情報を伝える必要があるのではないかと思っています。 ていってフィクションをつくり上げてしまいます。そういうところにも、 国大学ができたときにそんなことを言っている人は誰一人としていなかったんですが、だんだん歴史がさかの アーカイブズの資料によってフィクシ Œ

する意識の持ち方までをも変えることにつながるということです。 理の改革 ていた事柄です。これは公文書管理法の衆参両院の付帯決議でも同様の趣旨のことが述べられていて、「公文書管 それと共に、 は 究極の行政改革である」ということです。文書管理を改革していくことは、その仕事の仕方や仕事に対 これが大きいとは思うんですが、事務の効率化ということです。 阪大の目的でいうと四番 目

イブズは大学のシンクタンク的な役割も果たすことができるということを提言されています。実際には難しいとこ もなるだろうと思います。 ろもあるでしょうが、そういうところまでも視野に入れることが学内的にはアピールのしどころではないかと思 寺崎さんが言われていたように、大学改革への貢献や、大学を今後どう経営するかというときの知恵袋に 私のかつての上司ですが、広島大学の文書館長をしている小池聖一さんは、 大学アーカ

編纂ができない状況にはならないようなきちんとした資料保存をしておく必要もあろうかと思います。 それと共に、 大学史の編纂というのは二五年ごとや五〇年ごとになされるであろうと思いますので、

院ではいま学習院アーカイブズ準備室が存在していて、 その下にちょっと長い文章を書いております。 そこの実務を担当されている方が、「アーカイブズとは、社会的責任や建学の精神の継承・ あると便利だから設けるのである」と言われています。 桑尾光太郎さんが学習院のことについて書かれた文章です。 来年四月に学習院アーカイブズという組織が立ち上がりま 情報公開 への対応

確かに「あると便利」。

まずはこういう

います。そうすると、「なければ困る・なければならない大学アーカイブズ」ということになっていくのではない 意識をみんなに持ってもらうことが大事だろうと思います。そういうことを体験してもらうと、あると便利じゃな アーカイブズがないと不便で仕事ができないというようになるところまで持ってこられるのではない かと思

四 大学アーカイブズの現在(いま)

かと思います。

ば果たし得ないと思います。今後は、私立大学も機関アーカイブズの方向性に向かっていくのではないかと思いま すから、 うのは同意されているかと思います。 アーカイブズと収集アーカイブズでいくと、機関アーカイブズが中心であって、そこは絶対外せない点であるとい 務文書を核とするというのが一つの共通理解となっているかと思います。「はじめに」のところでお話しした機関 0 n 国立大学のアーカイブズは、さきほど情報公開法が一つの大きな契機になったと申しましたように、法人文書、事 もあります。 の大学によっていろいろです。創設者の顕彰が第一の組織というのもありますし、歴史研究が第一の組織という 大学アーカイブズの現在(いま)」ということで、これまでのことを簡単にまとめておきたいと思います。 社会に対する説明はきちんと果たさなければならないし、 私立大学には公文書管理法は適用されませんが、 一方、私立大学は、南山大学ではそういう議論もあったようですが、それぞ やはり大学というのは社会にとって公的 それは機関アーカイブズとしての役割がなけれ な存在

す。 そういう大学アーカイブズの理念として、その到達点というか、最初に提唱されたのが、 西山伸さんという京都

大学内外の 大学大学文書館の方です。 私もこの見解には大賛成ですし、 研究・教育および大学の管理運営に寄与し、 西山さんは これまでに書いた論文でもそれに賛成してきました。 「現在に至る大学の機関としての営みを表す記録を適切に管理することで、 そのことを通じて社会に貢献すること」と言われ ただ、 具体的な各論

解が分かれるところもありますが、 なっていくと、 西 .山さんの言う大学の機関としての営みを表す記録が一体何なのかというところについては少し見 それは後ほど述べさせていただきたいと思います。

持っていたその大学に関係する資料ということで、三区分ぐらいにできるのではないかと思います。 ります。 関係であればシラバスや学生便覧とか、大学の公報誌などの学内刊行物も実は大学の姿を的確にとらえてくれ 私は三区分にしたんですが、 これを体系的に集めることは非常に重要かと思っております。それと共に、 利 用者のユーザーからすると、 カイブズが対象とする資料は、 南山大学史料室のホームページを見ると、 この刊行物を繰って調べるとそれで目的が達成されるということも多々 法人文書、 事務文書。 それと、 収集対象は大学業務文書と大学史資料 例えば自己点検 個人文書、 評 価 例えば何々先生 告 教

一本立てになっています。学内刊行物というのは大学の業務文書の派生したものとも考えられますので、 私が

三つと南 Щ 一大学が 言われている二つとは大した違いは ない のではない かと思っております。

だろうということになると、 ません。 めて個人や団 方が必要なの さきほど紹介した論文でも述べましたが、 そういう存在であることが必要ではないかと思います。 つでは 「体からも集める。 ない かと思い やはり事務文書をきちんとケアするのが一番大事だろうと思っております。 大学関係周辺ですと、 ます。 大学の事務文書や刊行物を体系的 私は大学アーカイブズには機関アーカイブズと収 もしかしたら教職員組合や生協なども関係してくるかもし しかし、 に集める。 私の頭の中で一番アピールするのはどこ それと一 緒 K 集アー 教職員や学生 力 大阪大学

時代への第一歩であろうと思っております。 でもそのように考えています。そのためにはやはり公文書管理法をきちんとクリアしなければいけない。それが新

ブラックボックスを開ける―更なる「新時代」に向けて―

Ŧi.

たいと思います。実は、これは大阪大学では多分無理だろうなというようなことも入れております。 さきほどまで述べたことですが、大学アーカイブズのやることはそれにとどまらず、幅広いのだということを言 いうことも視野に入れておいたほうがいいのではないかということです。 次に、「五 ブラックボックスを開ける―更なる『新時代』に向けて―」というタイトルをつけました。基本は しかし、そう

思っています。 大学であるかということは、 が「教育研究」機関であることは間違いないと思います。大阪大学はどういう大学であるか、南山大学はどういう とにはいけないのではないか。ということは、大学アーカイブズでもそれがわからないといけないのではないかと つは、「教育研究」の実態ということです。最近では大学の目的に社会貢献を入れることもありますが、 結局はその大学でどういう教育なり研究が行われているかということがわからないこ 大学

に関する資料や情報を集積する必要がある」というようなことを述べたことがあります。これについてはこの会場 ズが ないというもどかしさがあります。 しかし、教育とか研究というのは教員の自由な意志の下で行われるものですから、 『教育研究』に関するアカウンタビリティを果たすことは、必要不可欠」であり、 私は、 大学アーカイブズについて「『教育研究』 機関である大学のアーカイブ 組織としてなかなか把握でき そのために 「『教育研究』

うでございます。

というような理解をなされる方もいらっしゃいます。 なければいけないのではないかと思います。 組織としてやっていることだから教育は対象だけれども、 らっ ればいけない しゃる方の中でも異論があるかもしれません。「教育研究」と一括りにしていますが、 のではないか。 教育というのは規則とか規定にのっとって、さきほどの西山さんの言葉で言えば しかし、 研究は研究者個人がやっていることだから対象では 私は 「教育研究」を通じて資料や情報を集めておか 教育と研 究は分け

で、南山大学史料室では ております。この南山大学の永井先生も大学アーカイブズでは めたらすぐ収蔵庫がパンクしてしまいます。それは明らかです。そこら辺が私の中ではジレンマとしてあるんです とをすべてフォローできるのか、 そこで考えてみますと、 やはり教育なり研究なりというのは、大学アーカイブズで発信していかなければいけない情報であろうと思 「教員が個人で管理していた業務文書 大阪大学には教員が三〇〇〇人位います。 資料まで集められるのかというと、とてもじゃないですが、そんなものを集め始 「教育研究」資料の収蔵はやるべきだというお考え (教育研究を含む) そうすると、その人たちが日 を積極的に受け入れてい [々や っって る。そ

学だけでなく、 ケースでは 附属高校を持っている場合があります。 したら、 次に、「(2) 学園 中学校、 ない :山には学園の史料室と大学の史料室という二つの史料室があると教えていただきました。これは 高校、 小学校もあれば中学校もあるし、 かと思うので実態についてより詳しく教えていただければと思いますが、 南山 (法人)・附属 の場合は附属高校という言い方をされているかどうかは知りませんが、い (併設) 私の所属している大阪大学には附属高校はありませんが、 校」と書きました。 高等学校もあるということです。ここで私が言いたい 南山大学にお招きいただくということで見てみ 南 Ш 学 園 ろい 附属 0 中 ろな大学で 0) の学校のこ は、 は 南 レアな 小学

とをどうするのかというのが、一つ問題になろうかと思います。

成している一環ですから、そこのケアも必要だろうと思います。県立の高校の文書が県立の公文書館に移管されて うところまでは持っていけませんでした。しかし、 から高等学校まで一一もあります。 生方が個人的に授業の傍らそういう文書を管理しているという問題があろうかと思います。そういうことが情報公 ん移管が進んでくるようになったと聞いています。 るのかと言われると、実態としては移管されていないのがほとんどであって、ここら辺などは大学アーカイブズ の研究でいろいろ言われているようです。最初に私は広島大学にいたと言いましたが、広島大学は附属が幼 学校の文書というのはきちんと管理されていません。 私が広島大学にいたときには、この附属学校の文書がきちんと移管されるとい いずれにしろ、こういう小中高等学校もその学園なり法人を構 その後、 元同僚や私の後任の人たちが努力してくれて、だんだ 組織的に文書が管理されているのではなく、 先

情報を管理することは大事だと言われています。 波大学の名誉教授で国立公文書館の理事もされ、 移管されるはずですが、 ないと思います。 いうことを実現するためには、 人員がい 次に、「(3) るのは東北大学と京都大学でそれぞれ三人という小規模なところがケアできるのかというと、 カルテは 医学部 ただ、 ・附属病院」と書きました。大阪大学には医学部も附属病院もございます。 そういう移管が行われている大学を私は聞いたことがありません。 大濱さんのような提言を頭の片隅に置いておく必要はあるのではないかと思います。そう 規定上は法人文書ですので保存年限があります。 いままでの大学アーカイブズの在り方は大きく変わる必要があるであろう。それこ しかし、実際にそんな病院の文書を、 いまは特別参与という肩書の方ですが、大学アー 保存年限が終わった後はアーカイブズへ 国立大学の文書館で一番多 大濱徹也さんという筑 -カイ 例えば、 - ブズが カルテ

だけではなく、

公立のアーカイブズにとっての課題でもあろうと思います。

そお医者さんに入ってもらって、医療情報がきちんとわかる人がスタッフにいないと、これへの対応は非常に だろうと思います。 歴史家出身の「ベイビー・アーキビスト」だけでは対処できません。

かと思います。 のかということがなかなかフォローできないと思います。そこをきちんとフォローしていく必要もあるのではな 府県と大きく違うところだと思います。大学がつくっている事務文書のみですと、この学生がどういう存 次に、「(4) 学生の存在」と書きました。学生がいるということが大学の最大の特徴であって、 時間 の関係もありますので、「(5) オーラルヒストリー」というところは省略いたします。 そのために、 一つの手段としてオーラルヒストリーなどというものも有効な手段では 企業や国 ない 都 道

六 「新時代」 における大学アーカイブズでの教育研 究

育研究」をどんどんやっていける存在が大学アーカイブズだろうということです。ただ、私はそれに対する答えを 究発表に対する山口さんの御意見でございます。 大学は 育研究」をするのだろうかということをちょっと考えてみたいと思います。きょうもお越しになっていますが、 ませんが、いままで大学アーカイブズがどんな資料を集めるのかということをお話ししてきましたが、ここでは まだに持ち合わせておりません。答えにならないんですが、 最 後に 「教育研究」機関ですので、その 山口 『新時代』における大学アーカイブズでの教育研究」、 (拓史) さんに以前こういう質問をされたことがあります。 「教育研究」機関の一つの組織である大学アーカイブズではどういう「教 かいつまんでいうと、行政や企業のアーカイブズとは違った「教 いま考えていることをこれからお話しさせていただ 別に新時代を取ってもい レジュメに書いている文章は い内容しか書い 研

きたいと思いませ

という言葉を使いますが、それを調査研究することが大事だというのが公文書館法の趣旨です。ただ、 となるものである」と言われています。どういう公文書が重要であるかということを評価して選別する。 これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする」ということで、調査研究を行うと言われています。 書館でもそれだけにとどまらず、資料の保存をどうするんだとか、その地域の歴史研究なども行われています。 後代に継続的に伝えるためにはどのような公文書等が重要であるかという判断を行うために必要な調査研究が中心 公文書館法解釈の要旨というものが内閣官房副長官通達として出されていて、「『これに関連する調査研究』 う法律を見ておこうと思います。「公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、 『歴史資料として重要な公文書等に関連する調査研究』のことであるが、それは単なる学術研究ではなく、 そもそも行政とは違うというんですが、行政のアーカイブズではどういうことが行われるのか。 公文書館法とい 実際の公文 評価

思 員と事務職員、 かと思います。 大学ではどうなのかということですが、一応、私の肩書は教員に属しています。大学の職員としては、 それと国立大学の場合、 その教員としてアーカイブズに関わるという立場なので、 昔は技官といっていましたが、技術系の職員の方がいらっしゃるのでは 私に則して考えさせていただきたいと 教

能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」とあります。 K が 一ついてどう書いているかというと、「教授は、 ね悩んでいるところで、 教員であることとアーキビストであることとはどう整合性をとっていったらいい なかなかその答えが出てきません。またまた法律に戻ってみると、 専攻分野について、 教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識 のだろうというのは、 学校教育法では教 私はい

という講義をやっております。

と研究に関 ま講師という肩書です。 また「職業的」な教育者としての私という、三つの側面があります。 と大学の教員ですから ですが、 この中には三つの私がいると思います。 ..わらなければならない存在であるということです。 「職業的」研究者としての私、職業的と書きましたがそれを生業としているという意味です。 「講師は、 教授または准教授に準ずる職務に従事する」ということですので、 アーキビスト、 私は大阪大学文書館設置準備室講師というのが 文書館の設置準備をする実務者としての私、 やは それ 肩書 教育

されていました。文書館学に造詣が深い者ということは文書館学、アーカイブズ学の研究をきちんとしている者、 研究者としての存在である。 機関で二年間以上の実務の経験がある者で、『大阪大学の歴史』等に関する講義を担当できる者」という条件が付 は持っていますので、パスです。もう一つは、「文書館学に造詣が深い者、もしくは文書館ないしそれに を担当できる者というのは教育者であるということです。すなわち、 修士の学位を有する者 そもそも私が採用された大阪大学文書館設置準備室の (専攻は問わない。) 又はそれに相当する能力を有する者」ということで、 実務の経験がある者というのは実務者としての存在。大阪大学の歴史等に関する講義 講 師 の公募については、 研究者もしくは実務者であって、 条件が二つありました。 私は修士の学位 なおか 類似 つは

次に、大阪大学文書館設置準備室設置要項を掲げていますが、それは実務者としてやることです。

育もできる者が求められ

ていたわけです。

すし、大阪大学の歴史等に関する講義を担当できる者という条件が付されていたように、「大阪大学の歴史」など きょうもその一 環 かもしれ ませんが、 1 ろいろな学会などで報告したり研究論文を書くというのは研究者としてで

大学アーカイブズでは、 私もやっておりますように、 1 わゆる自校史教育と呼ばれる自分の大学に関する歴史の

と文書をつくらずに仕事ができるわけではありませんから、 大学ではもう数年にわたって取り組まれていると思いますが、 うな意識も大事だと思いますし、文書をどうつくってどう管理するかというのは、公務員であろうと企業であろう であると思います。 教育は盛んに行われておりますが、 公文書管理法という法律の精神にあるように、公文書は国民の共有の知的資源であるというよ 今後大学アーカイブズがなすべき教育は記録管理学なりアーカイブズ学の教育 社会人としての基礎教育でもあると思います。 自校史教育以外のこういった教育方面 出に進出 ロ すべ 名古屋

ではないかと思います。

助というような形になろうかと思いますが、そこで教員であるか職員であるかは分けることもないのではない る n 思います。 たな教育も行う。そういうことで新時代のアーカイブズを築いていく。 大学アーカイブズの教員は、 能性を持っている存在であろうと思います。 いうのはやはりアーキビストとしての倫理をきちんと踏まえた上で行わなければいけないと思います。その上で、 か ばいけない もし 存在、 れませんが、 実務あってこその研究であり、 のは、 実務者、 研究をする上で資料を独占的に使うことは絶対してはいけないことであろうと思います。 基本的には同じだろうと思います。 研究者、 アーカイブズ学の研究の担い手となる可能性があると思います。その研究を通じて新 教育者としての私がいると言いましたが、 それを踏まえての教育であろうと考えております。 では、 教員ではなくて職員の場合はどうかと思われる方もい ただ、 教育へ 大学に限定されずにそういうことをやる 0 関 わ ŋ 番大事なのはやはり実務であろうと 方が主体的にではなく、 ただ、 気をつけなけ らっつ

思

おわりに

性を周知させることが大事なのではないか。まだ基本ができていない段階ではないかと思います。 ように、「新時代」に入る前の「旧時代」かもしれません。まずは機関アーカイブズの機能を果たして、 うタイトルをつけました。 本当にいまは 間も迫ってまいりましたので、「おわりに」に入ります。きょうの講演は「大学アーカイブズ 「新時代」なのかなというような気がします。 講演タイトルに困って苦し紛れにつけたようなところがあるんですが、 最初にアーカイブズの認知度がまだ低いと言った 『新時代』」とい 話を考えてみる その重

とで何点か指摘しましたが、そういう「新時代」を展望しないことには一般に認知される大学アーカイブズの時代 は のアーカイブズとしてはやはり不十分であろうと思います。 到来しないのではないかと思います。 でも、事務文書にだけしがみつくというか、 機関アーカイブズだけに専念していると、大学という教育研 私自身はできないでしょうが、今後の課題みたいなこ 究機 関

ズ文化を定着させ発展させる可能性があるのではないか。ぜひそういう時代を築きたいという私の希望を述べまし ズには無限 また、 きょうの話を終わらせていただきます。 大学のアーカイブズから日本のアーカイブズ学が発展する可能性を少し指摘しましたが、 の可 能性があると私は思っております。 御清聴ありがとうございました。 私どもの日ごろの小さな実践 の積み重ねが、 日本にア 大学アー カ 力 バイブ

- 註
- すか?」『レコード・マネジメント』五五、二〇〇八年。(1) 中島康比古「どんな勉強をしたら、アーキビストになれま
- 研究会編、大阪大学出版会、一九九七年。 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会監修・文書館用語集
- 経験』日外アソシエーツ、二〇〇八年。
 ずみ編『アーカイブへのアクセス―日本の経験・アメリカの

古賀崇「日米のアクセスを比較して」小川千代子・小出い

- (4) 菅真城「公文書管理法と国立大学法人」『大阪大学文書館
- 設置準備室だより』五、二〇〇九年、http://www.osaka-u.ac.jp/jp/facilities/archives/oua_letter05.pdf。
- (6) 桑尾光太郎・谷本宗生「大学アーカイヴズのあゆみ」全国成に向けて」『アーカイブズ学研究』一二、二〇一〇年。(5) 岡本信一「公文書管理『新時代』における専門的人材の育
- 術出版会、二○○五年。 大学史資料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』京都大学学
- 能性―教養教育・評価・実践―』東信堂、二〇〇二年、初出

 「1) 寺崎昌男「大学アーカイブスと大学改革」『大学教育の可
- (∞) http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/archives/shiryo/index.html°

100一年。

号 大学史の社会的使命─二○○九年度全国研究会の記録(9) 菅真城「大学アーカイブズの社会的使命」『研究叢書第一一

- (10) 菅真城「国立大学に建学の精神はあるのか?―広島大学、於:國學院大學―』全国大学史資料協議会、二〇一〇年。
- 大阪大学の場合―」『広島大学文書館紀要』一〇、二〇〇八年。
- (1) 小池聖一「独立行政法人下の大学文書館」『九州大学大学
- 設置準備室だより』六、二〇一〇年、http://www.osaka-u.ac.jp/(2) 桑尾光太郎「学習院アーカイブズの試み」『大阪大学文書館史料室ニュース』一七、二〇〇一年。
- 総会および全国研究会の記録が、神奈川大学―』全国大学叢書第三号「大学アーカイヴズの設立と運営―二〇〇一年度で、西山伸「京都大学大学文書館―設置・現状・課題―」『研究

jp/facilities/archives/oua_letter06.pdf°

- (14) 菅真城「『自己点検・評価」・『教育研究』と大学アーカイブズ」 史資料協議会、二〇〇二年。
- (15) 永井英治「アーカイブズの収蔵対象」『アルケイア―記録・『アーカイブズ学研究』八、二〇〇八年。
- 情報・歴史』三、二〇〇九年。
- ズへの眼―記録の管理と保存の哲学―― 刀水書房、二〇〇七(17) 大濱徹也「大学アーカイブズが問われること」『アーカイブ(6) http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/archives/shiryo/index.html。
- 年、初出二〇〇五年。年、初出二〇〇五年。

(18) 「総括討論 テーマ:大学史の社会的使命」『研究叢書第

(19) http://www.osaka-u.ac.jp/jp/facilities/archives/now91.html。 一一号 大学史の社会的使命─二○○九年度全国研究会の一一号 大学史の社会的使命─二○○九年度全国研究会の